

税額控除

調整控除※合計所得金額2,500万円超のかたは適用されません

- (1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合
 ①と②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）
 ① 人的控除額の差の合計額
 ② 合計課税所得金額
- (2) 合計課税所得金額が200万円超の場合
 「人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）」
 の5%（市民税3%、県民税2%）
 ※ この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

寄附金税額控除

都道府県、市区町村又は住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部に対して支払った寄附金並びに都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（領収書を添付してください。）

控除額 ①と②の合計額

- ①（寄附金－2,000円）×10%（市民税6%、県民税4%）
 ②（寄附金－2,000円）×（90%－（所得税限界税率×1.021））
 ※ 控除対象となる寄附金は、総所得金額等の30%が限度です。②については市民税・県民税所得割額の20%が限度であり、令和元年6月以降の寄附分からは、総務大臣が指定する都道府県又は市区町村への寄附に限ります。

配当控除

種類	課税総所得金額等		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

配当割額控除

上場株式等の配当については、支払いの際に配当割5%（市民税3%、県民税2%）が差し引かれています。配当所得を申告した場合、住民税所得割額から配当割額を控除します。控除しきれなかった分は、還付又は未納の税額等を納付・納入します。

株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の譲渡で特定口座の源泉徴収ありを選択している場合、株式等譲渡所得割5%（市民税3%、県民税2%）が差し引かれています。株式等譲渡所得割が源泉徴収されている上場株式等譲渡所得を申告した場合、住民税所得割額から株式等譲渡所得割額を控除します。控除しきれなかった分は、還付又は未納の税額等を納付・納入します。

※ 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、納税通知書（特別徴収税額決定通知書を含む。）送達後においては、住民税の算定に含めることができないとされています。「配当割額控除」及び「株式等譲渡所得割額控除」についても、納税通知書（特別徴収税額決定通知書を含む。）送達後においては、住民税の算定に含めることができません。

人的控除表

市民税・県民税と所得税は控除額が異なります。（下表における「差額」は地方税法第314条の6の規定によるものであり、実際の控除額の差とは異なります。）
 （万円）

所得控除		所得税	市・県民税	差額		
寡婦控除		27	26	1		
ひとり親控除	母	35	30	5		
	父	35	30	1		
勤労学生控除		27	26	1		
障害者控除	普通障害者	27	26	1		
	特別障害者	40	30	10		
	同居特別障害者	75	53	22		
配偶者控除	A	一般の控除対象配偶者	38	33	5	
		老人控除対象配偶者	48	38	10	
	B	一般の控除対象配偶者	26	22	4	
		老人控除対象配偶者	32	26	6	
	C	一般の控除対象配偶者	13	11	2	
		老人控除対象配偶者	16	13	3	
配偶者特別控除	A	48万円超50万円未満	38	33	5	
		50万円以上55万円未満	38	33	3	
	B	48万円超50万円未満	26	22	4	
		50万円以上55万円未満	26	22	2	
	C	48万円超50万円未満	13	11	2	
		50万円以上55万円未満	13	11	1	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族		38	33	5	
	特定扶養親族		63	45	18	
	老人扶養親族	同居老親等以外	48	38	10	
		同居老親等	58	45	13	
基礎控除	合計所得					
	2,400万円以下		48	43	5	
	2,400万超2,450万円以下		32	29	5	
		2,450万超2,500万円以下		16	15	5

※配偶者控除・配偶者特別控除においては
 A:納税義務者の合計所得が900万円以下、
 B:納税義務者の合計所得が900万円超950万円以下、
 C:納税義務者の合計所得が950万円超1,000万円以下とする。

